

### 耐震相談会 4月は14日(金)に開催します

市では年6回、耐震相談会を実施します。相談者が持参した図面を基に、住宅の簡易診断などを行います。

- 【日時】下表の通り
- 【会場】市役所1階屋内ひろば
- 【相談員】東久留米建築設計協会会員
- 【費用】無料

#### 耐震相談会年間日程

日時	
4月14日(金)	午後2時～5時
6月9日(金)	
8月4日(金)	
10月13日(金)	
12月8日(金)	
30年2月9日(金)	

### 土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧が始まります

土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧が4月から始まります。

- 【縦覧期間】4月3日(月)～5月31日(水)のいずれも午前8時半～午後5時(土曜・日曜日、祝日を除く)
- 【縦覧場所】課税課(市役所2階)
- 【縦覧対象者】①固定資産税の納税者(29年1月1日現在の市内に固定資産を所有し課税される方) ②納税管理人③代理人(委任状が必要)
- 【申請方法】課税課で申請書

### 就学援助の申請を受け付けます

市では、経済的な理由などによって、公立小・中学校で掛かる費用が大きな負担となっている家庭に対して、教育費の一部を援助しています。29年度に、この制度を受けられることができるのは、次のいずれかに該当する方です。

- ①生活保護の停止または廃止を受けた方(ただし、認定基準を上回る収入がある場合や転出の場合を除く)
- ②市民税・都民税 固定資産税 国民年金などの掛け金などが減免の方
- ③児童扶養手当の支給を受けている方
- ④生活保護基準に準ずる世帯(標準保護で、「生計を一にする全員」の28年分の総収入が認定基準以下の方)

### 児童扶養手当・特別児童扶養手当などのご案内

#### 手当を振り込みます

28年12月～29年3月分の児童扶養手当・特別児童扶養手当を指定預金口座に振り込みます。振込日は児童扶養手当が4月12日(水)、特別児童扶養手当が4月11日(火)です。詳しくは児童扶養手当・特別児童扶養手当が児童青少年課助成支援係☎470・7773、特別障害者手当・障害児福祉手当が☎470・7774へ。

#### 手当が改定されました

29年4月分から児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の月額が改定されました。詳しくは児童扶養手当・特別児童扶養手当が児童青少年課助成支援係☎470・7773、特別障害者手当・障害児福祉手当が☎470・7774へ。

### 教育センターのご案内

教育センターでは、学校教育の充実や児童・生徒の健全な成長を支えるために、教育相談室・学習適応教室・学校支援室を設けて、さまざまな取り組みを行っています。

#### 教育相談室

子どもたちの成長とともに抱く悩み(性格・行動・発達・気になる癖など)や学校生活での悩み(学習・不登校・集)

#### 学習適応教室

学校に行きたいと思いが抱く子どもたちを支援する教室です。学習指導だけでなく、一人ひとりの状況に適したプログラムを用意して、生活リズムの立て直しや集団生活への適応力を身に付ける

#### 学校支援室

スクールソーシャルワーカーが在籍していて、児童・生徒が抱えるさまざまな問題の解決を目指し、地域や学校、家庭に働き掛けながら、また、関係機関と調整・連携を図りながら子どもたちの側に立つてサポートしています。

### 納税にご協力を 納め忘れはありませんか

28年度の市税など(市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税、後期高齢者医療保険料)の納期限が過ぎました。納期限までに市税などを完納していないと、延滞金が増加されるだけでなく、財産が差し押さえられる場合もありますので、ご注意ください。

### 4月から改定される手当とその手当額(月額)

手当の種類		改定前→改定後	支払月
児童扶養手当	全体額	全部支給	4万2,330円→4万2,290円
		一部支給	9,990円～4万2,320円→9,980円～4万2,280円
	第2子加算額	全部支給	1万円→9,990円
		一部支給	5,000円～9,990円→5,000円～9,980円
	第3子以降加算額	全部支給	6,000円→5,990円
		一部支給	3,000円～5,990円→3,000円～5,980円
特別児童扶養手当	特児1級	5万1,500円→5万1,450円	
	特児2級	3万4,300円→3万4,270円	
特別障害者手当		2万6,830円→2万6,810円	5月期支払い分(2月～4月分)の2月・3月分が改定前、4月分が改定後の金額になります
障害児福祉手当		1万4,600円→1万4,580円	

### 障害者福祉事業 タクシーなどの移送代、ガソリン費などを助成します

市では、市内在宅で身体障害者手帳1・2級および3級(内部障害のみ)または愛の手帳1・2度をお持ちの方を対象に、タクシー代またはガソリン費を助成しています。助成には所得制限があります(別表1)。なお、施設入所している方、入院している方は受給できません。申請がまだの方は障害福祉課(市役所1階)で申請を行ってください。申請した月からの認定になります。

### 表2 福祉タクシー事業・ガソリン費助成事業の所得制限限度額

扶養親族数	所得制限限度額
0人	473万5,000円
1人	516万8,000円
2人	560万3,000円
3人	603万8,000円
4人	647万3,000円
5人	690万8,000円

※扶養親族数6人以上は、1人増すごとに43万5,000円を加算します。  
※ガソリン費等助成は、世帯全員の所得確認が必要です。

### 表1 福祉タクシー事業・ガソリン費助成事業の対象・内容など

区分	福祉タクシー事業	ガソリン費助成事業
対象	①身体障害者手帳1・2級(内部障害は3級) ②愛の手帳1・2度	
助成内容	6カ月間上限1万円	3カ月間上限8,250円(1ℓにつき55円。150ℓまで)
請求方法	請求書に領収書・レシートを添付して提出	
請求月	4月・10月	4月・7月・10月・1月
申請に必要なもの	①身体障害者手帳または愛の手帳 ②認め印(スタンプ式は不可) ③本人の口座が分かるもの ④車検証(ガソリン費助成申請の場合のみ) ※登録車両は本人または同居親族の車両のみ ⑤28年度課税(非課税)証明書(転入などで東久留米市で所得確認ができない方のみ)	

#### 受付窓口のレイアウト が変わりました

4月から、同センター事務室の場所が移動しました。それに伴い受付窓口のレイアウトを変更しました。ご利用の際は、成美教育文化会館4階エレベーターホール受付窓口用インターホンから職員をお呼びください。なお、利用方法などに変更はありません。詳しくは指導室☎470・7781または上表の各電話番号へ。